

高山の景観にふさわしい看板補助金 制度拡充

景観形成基準の見直しに伴い、既存不適格となった看板等(※①)の改修や撤去に要する費用の経費の一部を助成します。

対象地域： 城下町景観重点区域・中心商業景観重点区域

受付期間 R8～R10

対象事業： 景観形成基準の見直しに伴い、
既存不適格となった原色使用の看板や照明看板等の改修や撤去

対象経費： 看板の改修、撤去に要する経費(※②)

補助額： 改修 → 補助率： 9/10 限度額： 130 万円

撤去 → 補助率： 10/10 限度額： 130 万円

※① 既存不適格となる看板等とは

1 原色が使用されている場合
(コーポレートカラーを含む)



コーポレート
カラーとは

企業やブランドが自社を
象徴する色として定めた、
特定のカラーのこと

屋外広告物の地色に原色は使用できません。
(原色：R・YR・Y彩度10超、その他彩度8超)

2

刺激的・派手な色合いの照明などを
使用している場合



刺激的または派手な色合いの照明とせず、広
範囲に発光しないものとします。

※② 補助対象経費(制度拡充分)の例

- i. 地色に原色を使用した看板の原色以外の色への交換(塗り替え等を含む)にかかる経費
- ii. 地色に原色を使用した看板の撤去にかかる経費
- iii. 看板を照らすために設置した照明の照度を下げるための取り換え等にかかる経費
- iv. その他景観形成基準の見直し(R8.4.1～施行)によって既存不適格となった看板の改修または撤去にかかる経費

・申し込み・問合せ先は、裏面をご覧ください。

看板の設置及び撤去に対して助成しています

高山の町並み景観の向上及び環境の改善を図るため、高山の景観にふさわしい看板の設置及び高山の景観にふさわしくない看板の改修・撤去に要する費用の経費の一部を助成します。

高山の景観にふさわしい看板補助金

対象地域：高山市景観計画に定める景観重点区域内

対象事業：高山の景観にふさわしい看板を**設置**する事業

必ず工事前に
手続きしてください

ふさわしくない看板を**撤去**する事業

ふさわしくない看板を**撤去**し、ふさわしい看板を**設置**する事業

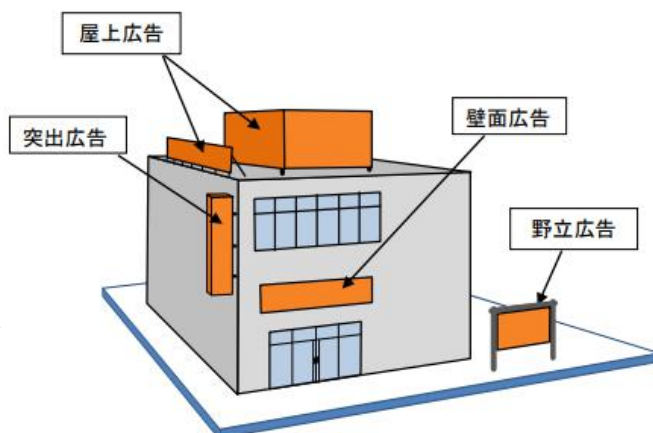
対象経費：看板の**製作**、**設置**及び**撤去**に要する経費

補助額：補助率：経費の**1/3** 限度額：**18**万円（一箇所あたり）

高山の景観にふさわしい看板とは…

- ・木製
- ・原色を使用しない
- ・多数の色を使用せず落ち着いた色彩とする
- ・電飾を使用しない
- ・高さ・大きさなどを周囲の景観にあわせる

など



申し込み・問合せ先

高山市 都市政策部 建築住宅課 まちづくり政策係

電話：0577-35-3176 FAX：0577-35-3168

HP <https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006098/1006099.html>

制度概要



この補助金には宿泊税を活用しています。